

どんなことでも 一日総合相談室

とき 9日(木)13時30分~16時30分

ところ 本郷生涯学習センター

相談内容 登記、相続、消費生活など

問い合わせ先 市民生活課(☎0848⑥6178 Fax 0848⑥6199)

参加機関

国の機関	
中国四国管区行政評価局	
広島法務局	
市・その他の機関	
広島司法書士会尾道支部	
行政相談委員	
尾道人権擁護委員協議会	
三原市心配ごと相談所	
三原市消費生活相談室	
三原市	

司法書士無料法律相談

とき 4日(土)10時~15時

ところ サン・シープラザ(3階)

相談内容 土地・建物の登記など

問い合わせ先 広島司法書士会尾道支部(☎0848②7969)

市内の行政相談委員	
丸山柚子さん	(東町☎0848⑥2312)
高藤宏昭さん	(高坂町☎0848⑥3526)
岡本孝一さん	(本郷町☎0848⑥3526)
秦 良子さん	(久井町☎0847②7708)
西川千代美さん	(大和町☎0847②7708)

総務省の「行政相談」は、行政に対する苦情や意見・要望を解決し、これをもとに行政運営の改善につなげていく活動です。秘密は固く守られますので、気軽に相談してください。

20日(月)
26日(日)
行政相談週間

行政相談日	ところ
15日(水)13時~16時	本郷福祉センター
17日(金)10時~15時	サン・シープラザ(3階)
22日(水)9時~15時	久井保健福祉センター
24日(金)9時~12時	大和保健福祉センター

~法の日週間行事~ 無料法律相談室

とき 10日(金)10時~15時

ところ しまなみ交流館(尾道市)

相談内容 交通事故、財産、相続、登記など

問い合わせ先 広島地方検察庁尾道支部(☎0848②3529)

行政書士 一日無料相談会

とき 11日(土)10時~16時

ところ ジャスコ三原店

相談内容 農地法、交通事故、遺

産相続、各種申請手続きなど

問い合わせ先 県行政書士会三原支部 下西さん(☎0848⑥0201)

すべての相談は無料で予約不要です

下水道使用料、水道料金が変わります

合併調整方針に基づき、10月以降の使用分から、下水道使用料と水道料金が次のとおり変わります。

また、水道メーターの検針も毎月の検針から隔月(偶数月)の変更に伴い、新料金での請求は来年1月からとなります。

10月からの変更点

	下水道使用料	水道料金	検針月
三原地域	変更なし	変更なし	変更なし
本郷地域	旧三原市の料金	旧三原市の料金	偶数月
久井地域	変更なし	旧三原市の料金	偶数月
大和地域	変更なし	旧三原市の料金	偶数月

下水道使用料についての問い合わせ先

下水道課(☎0848⑦6049)

水道料金についての問い合わせ先

水道部管理課(☎0848④2243)

久井・大和地域の簡易水道料金について

の問い合わせ先

市民生活課(☎0848⑥6178)

下水道使用料(三原・本郷地域)

基本水量	基本料金	超過料金(1m ³ につき)				
		10m ³ を超え20m ³ まで	20m ³ を超え30m ³ まで	30m ³ を超え50m ³ まで	50m ³ を超え100m ³ まで	100m ³ を超えるもの
10m ³ まで	1,155円					
		10m ³ を超え20m ³ まで	20m ³ を超え30m ³ まで	30m ³ を超え50m ³ まで	50m ³ を超え100m ³ まで	100m ³ を超えるもの
		147円	168円	189円	199.5円	210円
		公衆浴場は、20m ³ を超えるものは1m ³ につき21円とする				

水道料金(三原・本郷・久井・大和地域)

用途	基本料金(1か月につき)						従量料金(1m ³ につき)	
	メーターの口径 使用水量	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm		
一般用	10m ³ まで	1,218円	1,722円	2,509.5円	5,040円	10,395円	21,000円	10m ³ を超え20m ³ まで 178.5円 20m ³ を超え30m ³ まで 210円 30m ³ を超えるもの 262.5円
工場用	—	—	—	—	5,040円	10,395円	21,000円	— 262.5円

※工場用を適用する事業所には個別にお知らせします。

